明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一）　二
○中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（三二）　二
〔府令・省令〕
○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務二）　五
〔省　令〕
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　七
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三六）　九
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（財務・経済産業二）　一四
○特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示（国土交通一〇四）　一五
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件（同一〇五）　一九
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛二七～二九）　三三
〔公　告〕
諸事項
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一号）（経済産業省）

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六一号）の施行期日は、令和六年三月一五日とすることとした。

◇中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険の無担保保険等の保険関係であって債務の保証を受けた中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合においては、保険料率を〇・〇六二五パーセントを引き上げるものとした。（本則関係）

2　この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六一号）の施行の日（令和六年三月一五日）から施行するものとした。（附則関係）

政　令

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年三月十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十二号

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条、第十四条及び第十七条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公害防止保険」の下に「（第七項において「公害防止保険」という。）」を、「エネルギー対策保険」の下に「（第七項において「エネルギー対策保険」という。）」を、「海外投資関係保険」の下に「（第七項において「海外投資関係保険」という。）」を、「事業再生保険」の下に「（第七項において「事業再生保険」という。）」を加え、同条第二項中「担保（」の下に「当該中小企業者が特定法人以外の者である場合にあつては、」を加え、同条に次の一項を加える。

7　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者又は再生中小企業者が特定法人である場合における無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険の保険関係（無担保保険の保険関係であつて中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（同法第十二条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた中小企業者に係るものに限る。）又は同法第十三条第六項に規定する経営承継借換関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前各項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特例中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（下請中小企業振興法施行令の一部改正）

第三条　下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「。次条」を「。次条第一項」に、「普通保険（次条」を「普通保険（次条第一項」に改め、「無担保保険（」の下に「次項及び」を加え、「この条及び次条」を「この項及び次条第一項」に、「特別小口保険（次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小小売商業振興法施行令の一部改正）

第四条　中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている場合における無担保保険の保険関係については、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第三項の率を定める政令の一部改正）

第六条　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

本則中「定める率」の下に「（以下「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（以下「無担保保険」という。）」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者及び法第五十三条第二項の一般社団法人等が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第八条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第八条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係（法第二十二条第六項に規定する特例経営力向上関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第九条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第九条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（以下「特定法人」という。）である場合における同項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十二条の二中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第十四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十八条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域再生法施行令の一部改正）

第十条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係（法第十九条第三項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正）

第十五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第十六条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、「次条及び第三十条」を「次条第一項及び第三十条第一項」に、「次条に」を「次条第一項に」に、「次条及び第二十九条において」を「以下」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項及び第三十条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十二条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が特定法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、同項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第三十条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である中小企業者（法第二条第二十九項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「定める率」の下に「（次項において「保険料率」という。）」を、「無担保保険」の下に「（次項において「無担保保険」という。）」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

附　則

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

府令・省令

内閣府
○総務省令第二号
財務省

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第二号の規定に基づき、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（給付金の差押禁止等）	（給付金の差押禁止等）
第一条　物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号柱書に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める給付金（以下「物価高騰対策給付金」という。）は、次に掲げる給付金とする。	**第一条**　物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号柱書に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める給付金（以下「物価高騰対策給付金」という。）は、令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金とする。
一　令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金	[号を加える。]
二　令和五年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、次条第二号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し十万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村から支給される給付金	
（給付金の支給の対象）	
第二条　法第二条第二号ロに規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じて、当該各号に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯とする。	
一　前条第一号に掲げる給付金　次に掲げる個人又は世帯	
イ　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。ハ及びホ並びに次号において同じ。）を課されない者である世帯（以下この条において「令和五年度市町村民税非課税世帯」という。）のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯	
ロ　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。ロにおいて同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。ニ及びホにおいて「市町村民税の所得割」という。）を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する	
（給付金の支給の対象）	
第二条　法第二条第二号ロに規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯とする。	
一　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第三号及び第五号において同じ。）を課されない者である世帯（以下この条において「令和五年度市町村民税非課税世帯」という。）のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯	
[号の細分を加える。]	

る者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割（ニにおいて「市町村民税の均等割」という。）を課される者である世帯（前条第二号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

ハ　世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税を課されない者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及びロに掲げる世帯に該当する世帯並びに前条第二号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

ニ　世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税の所得割を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の均等割を課される者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及びロに掲げる世帯に該当する世帯並びに前条第二号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

ホ　次の(1)又は(2)に該当する者

(1)　(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額に満たない居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。(1)において同じ。）（令和五年分の所得税に係る同項第三十号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和五年分の所得税の額（所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額をいう。）

(ii)　三万円に、その者の同一生計配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。）又は扶養親族（同項第三十四号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額

(2)　(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和六年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和六年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）の額及び市町村民税の所得割の額の合算額

(ii)　一万円に、その者の控除対象配偶者（地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する控除対象配偶者をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）又は扶養親族（同項第九号に規定する扶養親族をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額

ヘ　次号に掲げる世帯のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯

二　前条第二号に掲げる給付金　世帯に属する者のうち少なくとも一人が、令和六年能登半島地震による被害を受けた場合において、市町村の条例で定めるところにより令和五年度分の市町村民税を免除された者である世帯（前号ロからニまでに掲げる世帯に該当するものとして前条第一号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

［号の細分を加える。］

二　世帯に属する全ての者が令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第四号及び第五号において「市町村民税の所得割」という。）を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる均等割（第四号において「市町村民税の均等割」という。）を課される者である世帯

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税を課されない者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及び前号に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

四　世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税の所得割を課されない者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の均等割を課される者である世帯（令和五年度市町村民税非課税世帯及び第二号に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

五　次のイ又はロに該当する者

イ　(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。イにおいて同じ。）（令和五年分の所得税に係る同項第三十号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(1)　その者の令和五年分の所得税の額（所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額をいう。）

(2)　三万円に、その者の同一生計配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。）又は扶養親族（同項第三十四号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額

ロ　(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和六年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(1)　その者の令和六年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）の額及び市町村民税の所得割の額の合算額

(2)　一万円に、その者の控除対象配偶者（地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する控除対象配偶者をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）又は扶養親族（同項第九号に規定する扶養親族をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。）に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この命令の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった新規則第一条に規定する物価高騰対策給付金（新規則第二条第一号ヘ及び第二号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し支給されるものに限る。）についても適用する。ただし、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律第三条の規定の適用については、この命令の施行前に生じた効力を妨げない。

省令

○国土交通省令第十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （能登復興事務所に係る特例） **第二十六条**　北陸地方整備局能登復興事務所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　所長、総務課長及び工務課長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。	**附　則** （新設）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	金沢河川国道事務所	金沢市	手取川及び梯川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			手取川流域	砂防工事及び地すべり防止工事
			白山（手取川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）
			石川県加越沿岸	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
			石川県能登半島沿岸	海岸の保全に関する調査
			一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道二百四十九号	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
			一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理、災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	金沢河川国道事務所	金沢市	手取川及び梯川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			手取川流域	砂防工事及び地すべり防止工事
			白山（手取川流域を除く。）	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）
			石川県加越沿岸	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
			石川県能登半島沿岸	海岸の保全に関する調査
			一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道四百七十号	新設及び修繕工事、維持その他の管理

石川県道七尾輪島線		能登復興事務所	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
石川県の地域道路			構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
河原田川	七尾市		河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事
能登半島			砂防工事及び地すべり防止工事（復興法第四十九条第一項に規定する特定災害復旧等地すべり防止工事を含む。）
石川県能登半島沿岸			復興法第四十八条第一項に規定する特定災害復旧等海岸工事（港湾に係る海岸において施行されるものを除く。）
一般国道二百四十九号			災害復旧工事
一般国道四百七十号			新設及び災害復旧工事
石川県道七尾輪島線			災害復旧工事
（略）			

（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

石川県の地域道路			構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
（略）			

（略）